

県外産廃搬入協議制度が変わります

平成31年2月1日から、優良産廃処理業者に県外産業廃棄物の処理を委託する場合の取扱いが変更されます。

変更のポイント

○対象

県外排出事業者が収集運搬*及び処分の両方を優良認定業者に委託する場合
※自己運搬を含む

○内容

次の書類の添付を省略することができます。

(1) 搬入経路図

〔搬入先の処分業者の許可条件等で、搬入経路が定められていない場合に限る。〕

(2) 県外産業廃棄物の写真

〔搬入する産業廃棄物が、特定家庭用機器、小型電子機器等、蛍光ランプ、HIDランプ、放電ランプ、発光ダイオード又はタイヤの場合に限る。〕

(3) 搬入先の施設の処理能力及び処理実績を記載した書類

〔搬入先の処分業者が事業場ごとの処分量をインターネットで公表している場合に限る。〕

(4) 処理業者との仮委託契約書の写し及び処理業者の許可証の写し

(5) 使用済みマニフェストの写し

▶ 制度の詳細に関するお問い合わせ先

金沢市環境局 環境指導課 事業ごみ排出指導室 (TEL : 076-220-2521)

▶ ホームページ

https://www4.city.kanazawa.lg.jp/25040/disposal/disposal01/waste_disposal01_5.html